

精神科のトピックス

eらぽ~るトピックス



e-らぽ~るでは、精神科医療に携わる医療関係者の皆様に役立つ情報を田辺三菱製薬株式会社がお届けしています。 精神科のトピックス e-らぽ~るトピックスでは、精神科に関するトピックスをお知らせしています。

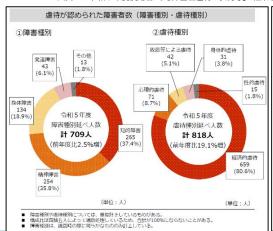
2024.09.04

「令和5年度使用者による障害者虐待の状況等Iの結果を公表 《厚労省》

厚生労働省は、「令和5年度使用者による障害者虐待の状況等」を取りまとめ、公表しました。

通報・届出のあった事業所数は1,512事業所(前年度比22.9%増)、通報・届出の対象となった障害者数は1,854人(前年度比29.4%増)、虐待が認められた事業所数は447事業所(前年度比4.0%増)、虐待が認められた障害者数は761人(前年度比16.0%増)で、前年度と比べ通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに増加しています。また、認められた虐待の種別では、経済的虐待が659人(80.6%)と最も多く、次いで心理的虐待が71人(8.7%)、放置等による虐待が42人(5.1%)となっています。精神障害では、経済的虐待が214人、心理的虐待25人、放置等による虐待20人、身体的虐待7人、性的虐待4人といった内訳になっています。

出典:「「令和5年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します」7頁(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00010.html) を加工して作成



虐待種別・障害種別障害者数			(虐待が認められた障害者)		
虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	5	15	7	1	2
性的虐待	0	8	4	2	0
心理的虐待	11	25	25	11	2
放置等による虐待	4	10	20	3	0
経済的虐待	124	225	214	34	10
(単位:人)					

■ 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。■ 障害種別は、調査時の際に明らかなもののみ計上している。

出典:「「令和5年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します」7頁(厚生労働省)(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00010.html)を加工して作成

2024.09.20

純アルコール量とアルコール分解時間を把握するツール「アルコールウォッチ」をリリース 《厚労省》

依存症の理解を深めるための普及啓発事業にて、純アルコール量とアルコール分解時間を把握するためのWebツールがリリースされました。 本ツールは、飲んだお酒の種類と量を選択することで純アルコール量と分解時間を簡単に把握でき、飲酒や飲酒後の行動の判断のために活用されることを目的に作成されました。

【ツール掲載先】

■依存症の理解を深めるための普及啓発事業特設サイト

URL: https://izonsho.mhlw.go.jp/alcoholwacth/

出典:「純アルコール量とアルコール分解時間を把握するツール「アルコールウォッチ」をリリース」(厚生労働省)(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/567448000_00002.html)を加工して作成

2024.09.27

看護補助体積充実加算の疑義解釈を発出 《厚労省》

厚生労働省保険局医療課は「疑義解釈資料の送付について(その12)」(令和6年9月27日)の事務連絡を地方厚生(支)局医療課等に送付しました。「疑義解釈資料の送付について(その12)」では、「医科診療報酬点数表関係」において【看護補助体制充実加算】等のQ&Aが示されています。

【看護補助体制充実加算】

- 問 1 「A103」精神病棟入院基本料又は「A104」特定機能病院入院基本料(精神病棟)を算定する病棟に入院する患者に対して身体的拘束を行った日についても、「A214」看護補助加算の注4の看護補助体制充実加算における身体的拘束を実施した日に該当するのか。
- (答) 精神保健福祉法の規定に基づいて身体的拘束を実施した場合は該当しない。

出典:「令和6年度診療報酬改定について」疑義解釈資料の送付について(その12)(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html) を加工して作成

